



2020年11月24日

東アジアにおける地域包括的経済連携(RCEP)協定締結の意義

公益財団法人 国際通貨研究所
経済調査部 上席研究員 福地 亜希

2020年11月15日、第4回東アジアの地域包括的経済連携(RCEP)首脳会合がオンライン形式で開催され、インドを除く15カ国(東南アジア諸国連合(ASEAN)10カ国、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド)がRCEP協定に署名した。

同協定は、2011年の東アジア首脳会議における日中両国による共同提案を受け、RCEPに関する作業部会の設置が合意され、翌2012年に交渉開始を宣言、2013年の交渉開始から8年での妥結となった。今後、ASEANの署名国のうち少なくとも6カ国と、ASEAN以外の署名国(日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド)のうち少なくとも3カ国による国内批准手続き完了後、60日後に発効する予定となっている。

インドの扱いについては、今回、共同宣言文と併せて発表された「インドのRCEPへの参加に係る閣僚宣言」の中で、①RCEP協定は、その発効日以降、インドによる加入のために開かれたものにしておくこと(RCEP協定書第20章9条)、②RCEP協定署名国は、署名後にいつでもインド側の要請に基づきインドと交渉を開始できること、③インドは、加入に先立ちオブザーバーとしてRCEP会合に参加できること、などを定めている。2019年11月の第3回RCEP首脳会議の共同声明では、「(インドを除く)RCEP参加15カ国が全20章に関する条文ベースの交渉及び15カ国の基本的に全ての市場アクセス上の課題への取組みを終了し」、「2020年における署名のために15カ国による法的精査を開始する」と明記され、15カ国による交渉が大筋合意に達し、協定の署名が視野に入っていることが確認された。一方で、「インドには未解決の重要な課題があり、(中略)インドの最終的な決断はこれらの未解決の課題の満足のいく形での解決にかかっている」としていたが、関税引き下げの前提となる基準年¹や緊急輸入制限措置(セーフガード)の導入、厳格な原産地規則等に関して、インド側の主張が十分に反映されなかったことから慎重姿勢を崩さなかったとみられる²。なお、RCEP首脳会合と同時に開催されたASEAN・インド首脳会合の記者会見の中で、インド外務省の Riva Ganguly Das

¹ RCEPは2014年基準を採用。インドは、最新の2019年基準を採用することを求めていたとされる。近年、「メイク・イン・インド」の一環として、国産化政策の名のもと、一部の関税率を引き上げているため、引き上げ後の関税率を基準とすることで自由化のペースを緩やかにする狙いがあった。

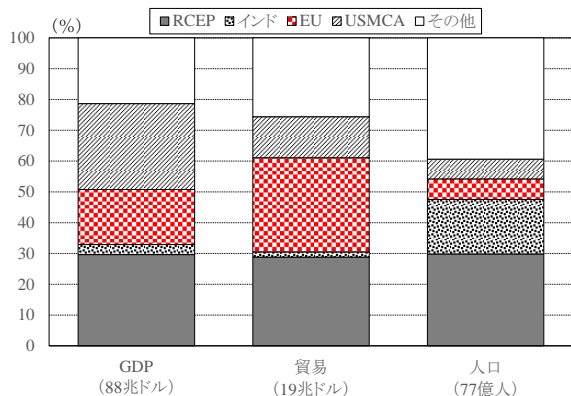
² Mohan Kumar [2020]

東アジア局長は、「インドにとって未解決の課題や懸念が解決されていないため、RCEPに参加しなかった」としつつも、「ASEAN との貿易関係を深めていく」ことや、コロナ後のサプライチェーン多元化や強靱化に向けて協力を強化することなどを強調した³。モディ政権は、インドがこれまで締結した自由貿易協定（FTA）が輸出促進に結び付いていないとの認識のもと、FTA 締結には慎重姿勢を貫いている。実際、FTA を締結した ASEAN、日本、韓国のいずれについてもインドの貿易赤字が拡大している。また、対中貿易赤字のさらなる拡大への懸念は根強く、RCEP 参加へのハードルは高い。

今回の RCEP 協定により、GDP や貿易額（輸出額ベース）、人口のいずれにおいても世界全体の約 3 割を占める広域経済圏が実現する（図表 1）。日本にとっては、中国・韓国両国と初めて締結する FTA となり、日本の貿易総額に占める FTA 締結国・地域の割合は約 8 割と EU（76.3%）や米国（39.6%）を上回る水準となる。

本協定には、インドが参加しておらず、15 カ国による RCEP から得られる経済効果は 16 カ国の場合を下回ることが予想される⁴。また、参加国全体での関税撤廃率は 91%（品目数ベース）⁵にとどまり、協定の対象には近年の貿易協定に含まれることの多い「環境」や「労働」に関する章が含まれないなど（図表 2）、高いレベルでの自由化を実現する「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）」（全 30 章）と比べて「野心さ」を欠くとの指摘⁶もある。しかし、中国をはじめ発展段階や制度の異なる国々の間で、市場アクセスの改善や、知的財産、電子商取引等の幅広い分野でのルール整備を行うことは、アジア域内における貿易・投資の促進およびサプライチェーンの効率化にプラスに寄与することが期待される。また、保護主義の台頭とコロナ禍により世界経済の停滞および先行き不透明感が続くなか、多角的自由貿易体制の維持・強化へのコミットを示すことは重要な意味を持つと言えよう。

図表 1：主な広域経済圏の比較



(注) 1. 2019年時点。項目名下の括弧内は総計。
2. 『貿易』は輸出額ベース。
(資料) IMF、国連、Eurostat統計より国際通貨研究所作成

図表 2：RCEP の内容（章立て）

(1) 冒頭・一般的定義	(11) 知的財産
(2) 物品貿易	(12) 電子商取引
(3) 原産地規則	(13) 競争
(4) 税関手続き・貿易円滑化	(14) 中小企業
(5) 衛生植物検疫措置	(15) 経済・技術協力
(6) 任意規格・強制規格・適合性評価手続	(16) 政府調達
(7) 貿易上の救済	(17) 一般規定・例外
(8) サービス貿易	(18) 制度に関する規定
(9) 自然人の一時的な移動	(19) 紛争解決
(10) 投資	(20) 最終規定

(資料) 外務省資料より国際通貨研究所作成

³ Ministry of Foreign Affairs, GoI[2020]

⁴ 柳田[2020]

⁵ 日本の関税撤廃率（品目数ベース）は、ASEAN 構成国・豪州・ニュージーランド向けが 88%、中国向けが 86%、韓国向けでは 81%。他の RCEP 協定参加国の日本に対する関税撤廃率（品目数ベース）は、ASEAN 構成国・豪州・ニュージーランドが 86%～100%、中国が 86%、韓国が 83%。なお、CPTPP では、日本の関税撤廃率（品目数ベース）は 95%、他の参加国は 99%～100%。

⁶ William Alan Reinsch, Jack Caporal and Lydia Murray [2019]

<主な参考文献>

- The ASEAN Secretariat [2020], “JOINT LEADERS’ STATEMENT ON THE REGIONAL COMPREHENSIVE ECONOMIC PARTNERSHIP (RCEP),” November 15th, 2020 (<https://asean.org/storage/2020/11/RCEP-Summit-4-Joint-Leaders-Statement-Min-Dec-on-India.pdf>)
- Ministry of External Affairs, Government of India(GoI) [2020], “Transcript of Special Media Briefing by Secretary (East) following the 17th ASEAN-India Summit,” November 13, 2020 (<https://www.mea.gov.in/media-briefings.htm?dtl/33209/transcript+of+special+media+briefing+by+secretary+east+following+the+17th+aseanindia+summit+november+12+2020>)
- Mohan Kumar [2020], “Rejecting RCEP was the easy part,” The Hindustan Times, HT Analysis, November 10, 2019 (<https://www.hindustantimes.com/analysis/rejecting-rcep-was-the-easy-part-ht-analysis/story-oM0QORymKE5CGUZo9GEAPP.html>)
- William Alan Reinsch, Jack Caporal and Lydia Murray [2019], “At Last, An RCEP Deal,” Critical Questions, Center for Strategic and International Studies (CSIS), December 3, 2019 (<https://www.csis.org/analysis/last-rcep-deal>)
- 経済産業省[2020]、「地域的な包括的経済連携(RCEP)協定」(https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/epa/rcep/index.html)
- 柳田健介[2020]、「インド太平洋の経済連携と RCEP」、日本国際問題研究所 国問所戦略コメント (2020-16)、2020年11月17日 (http://www.jiia.or.jp/strategic_comment/2020-16.html#footnote)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。